

池田町図書館運営方針

1. 池田町図書館運営方針

ひとりひとりが自発的にそして自由に学べる図書館づくりをめざして

- (1) 多様化する町民の学習要求に応えられるよう、図書等の図書館資料の幅広い収集に努める。
- (2) 町民の求める図書館資料の積極的な収集に努める。
- (3) 町民の調査・研究を支援するため、レファレンスサービスの充実に努める。
- (4) 児童の読書要求に応えるため、児童サービスを積極的に行う。

重点事項

- (1) 幅広い学習要求に見合う蔵書の充実・整備を図る。
- (2) 予約・リクエストなど積極的な資料提供に努める。
- (3) 県図書館等との相互協力の充実に努める。
- (4) 読み聞かせ会など児童読書の推進に努める。
- (5) 児童読書推進のため小学校・保育園との連携を図る。
- (6) 読書サークルなど読書団体の育成に努める。
- (7) 読書関係講演会などの開催。
- (8) 視覚障害者の読書を支援する

2. 池田町図書館資料収集要綱 (平成8年4月)

1. 基本方針

『図書館法』および『図書館の自由に関する宣言』(1979年改定)の精神に立ち、幅広い資料の収集を図る。

- (1) 町民のひとりひとりが自発的に、そして自由に学ぶ生涯学習を資料的に支援するため、文芸・教養・趣味・娯楽・レクリエーションなどの図書をはじめ日常的課題に応える一般図書を中心に収集する。
- (2) 幼児・児童期における読書の重要性に鑑み、絵本・児童書を積極的に収集する。
- (3) 郷土池田町に関する郷土資料・行政資料の完全収集に努める。
- (4) 古墳等考古学および福祉関係図書を重点的に収集する。

2. 収集対象資料

図書、逐次刊行物、視聴覚資料、電子出版物その他必要な資料を対象とする。

3. 収集方法

- (1) 購入、寄贈、寄託および生産等により収集する。
- (2) リクエスト資料は原則的に購入等により収集する。

4. 資料別収集方針

(1) 一般図書

ア. 町民の日常的な学習活動及び教養の向上に質する図書を収集する。

・小説等の文芸書、各種の入門書、実用書、趣味・娯楽書などを中心に網羅的に収集する。

イ. 軽易なレファレンスに対応するため、辞書、事典、年鑑、図鑑、白書等の参考図書を継続して収集補充する。

ウ. 古墳等考古学及び福祉関係図書は専門書を含め網羅的に収集する。

(2) 児童図書

ア. 子どもの夢と心を育てる絵本・児童文学・紙芝居を中心に積極的に収集する。

イ. 子どもの興味、能力、知識にあった科学読み物、実用書を収集する。

ウ. 評価の定まった作品は利用に応じ更新収集する。

(3) 郷土資料・行政資料

ア. 町内在住者・出身者、町内団体・機関・企業等が発行した著作物の完全収集に努める。

イ. 池田町に関する著作物の完全収集に努める。

ウ. 池田町行政資料の完全収集に努める。

エ. 岐阜県内に関する著作物は周辺資料として網羅的に収集する。

(4) 視聴覚資料

ア. 学習、教養、レクリエーション等に効果的なものを収集する。

イ. 映画、音楽、アニメーション作品等は名作とされるもの、各種の受賞作品、評価の定まったもの、話題になったものを中心に収集する。

(5) 逐次刊行物

ア. 雑誌は各分野の代表的なものを収集する。

イ. 新聞は全国紙、地方紙等を収集する。

(6) 視覚障害者用図書

ア. 大活字本は網羅的に収集する。

イ. 点字図書は必要に応じて収集する。

ウ. 録音図書は流通資料から必要に応じて収集する。

(7) 電子出版物

必要に応じて収集する。

(8) 美術品等その他資料

必要に応じて収集する。